

## J.女性とメディア

### 行動綱領「女性とメディア」領域の問題認識

「女性とメディア」領域に関する北京行動綱領策定の背景には、以下の現状認識・問題意識がある。

- (1)情報技術の進歩、国境を越えたコミュニケーション網の形成によりメディアが政策や個人の行動に大きな影響を与えるようになってきた時代背景。
- (2)メディア、コミュニケーション関連職業やメディア政策に影響する意思決定機関への女性登用の少なさ。またそれにより維持されてきたジェンダーに基づくステレオタイプ。
- (3)メディアで用いられる女性イメージが女性に否定的で差別的なものである現状。
- (4)情報テクノロジーへの知識やアクセスを高めることが女性のエンパワーメントを促進するという認識。

メディアの役割の大きさ、メディアにおける男性優位構造、メディアにおける性差別が本綱領で糾弾されたと言える。これらの解決のため、各国政府やメディア機関、NGO など民間レベルで、女性の固定的なイメージを流布せず女性に対して暴力的、屈辱的もしくはポルノグラフィックな扱いをしないよう、表現の自由を制限しない形でガイドラインや行動基準を作成するよう求められた。

### 戦略目標

- ①メディアとテクノロジーを通じ表現と意思決定への女性の参加とアクセスを増加させる。
- ②メディアにおいてバランスが取れたステレオタイプでない女性像を推進する。

①については、女性が男性と同じようにメディアを通じ社会的に発信できなければ、あらゆる問題に女性の視点を反映させることはできないという意識がある。戦略目標達成のためにとるべき行動として顕著なのが、政府がとるべき行動に多くが割かれていることである。メディアへの女性のアクセスを促進するための女性の教育、訓練、雇用の支援や、役職におけるジェンダーバランスの平等、女性のニーズと関心が正当に表明されるために、女性のための女性によるプログラムを増やすこと、また女性のメディアネットワークの奨励、承認といった、女性のメディア参加の促進に関わる事項のほか、先住民族、開発の問題をメディアによって普及させるなど、メディアの活用の観点からも指針が出された。

NGO やメディア組織に対しては、メディア監視グループの設立や、NGO や女性団体、メディア職業人のためのネットワークの促進、ジェンダー平等の推進のため、南南および南北対話を支援しつつ、国際レベルで女性のコミュニケーション分野の参加を促進すること、先住民を含む民族グループの文化を反映し、開発と社会問題についての情報を広めるためにメディアコミュニケーションを役立てる、などメディア活用のための意欲的な指針が出された。

## 「北京行動綱領」勉強会

②については、固定的な女性像、性別役割分業のイメージが男女平等を阻害しているという認識のもと、政府・国際機関、メディア・広告機関、NGO・民間組織のそれぞれに対し、教育普及やメディアにおける職業上のガイドラインや行動指針の設置、家庭責任の平等な分担を推進するためのキャンペーンの実施などが組み込まれた。これらの中には、女性のステレオタイプな映像をなくすことと同時に、ポルノグラフィにおける女性や子供に対する暴力の映像に対する立法を含む適切な措置を採ることが含まれた。

メディアにおける性差別の解消と女性のエンパワーメントに向けた意欲的な指針が示された北京行動綱領だったが、日本で北京宣言や本綱領の内容を詳しく報道した全国紙はなかった。「女性への暴力」「女性と貧困」など特定の問題領域を掘り下げた記事はあったが、「女性とメディア」の項目は「内容省略」とする新聞さえあったそうである。また、マスメディアへの女性の参加も国際的に見て非常に遅れていた。新聞・放送界の女性比率が3～4割台の国々も少なくないなか、日本はどちらとも1割に満たず、上級管理職の女性はほぼ皆無だった。また北京会議以降、日本政府が策定した「男女共同参画ビジョン」、「男女共同参画 2000 年プラン(1996)」には「メディアにおける女性の人権の尊重」が書き込まれたが、女性は「表現される側」に留まり、女性の表現の自由、コミュニケーションする側の権利としては扱われていない。

1991年には「慰安婦」制度被害者として初めて、金学順さんが名乗りを上げた。しかし1990年代後半から「慰安婦」問題をめぐりメディア、政治家も巻き込むジェンダー・バックラッシュの動きが高まり、2001年の「NHK 番組改変問題」、2013年の橋下大阪市長(当時)による「慰安婦制度は必要だった」発言等と、現在でも日本のメディアにおける性差別は解消されたとは言えない。

(高橋)